水 質 検 査 結 果 書

管　理　No. L19C1615-001 1/1 -1
検査開始日 令和　01年　12月　9日
結果報告日 令和　01年　12月　12日

東京港埠頭株式会社
臨港サービス事務所　様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号（濃度）
株式会社日本分析
東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号
TEL 03-5914-4431 FAX 03-5914-4432
URL http://www.n-bunseki.co.jp/
責任者　水質検査者　池田 達也

依頼者	東京港埠頭株式会社　様		
採取日	令和　01年　12月　9日	時　刻	12:00
天　候	前日　－　　当日　－	温　度	気温　－　　水温　－
受付方法	引取		
採取者			
試料名	水道水	検査目的	水道法水質基準適否・理化学試験
採取場所	1階給水船用給水栓　東京都品川区八潮1-1-3		

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準
一般細菌	個/ml	0	1ml中集落数100以下
大腸菌	－	不検出	検出されないこと
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004　未満	0.04mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.1	10mg/L以下
塩化物イオン	mg/L	19.0	200mg/L以下
有機物＜全有機炭素(TOC)の量＞	mg/L	0.5	3mg/L以下
ｐＨ値	－	7.2	5.8以上8.6以下
味	－	異常なし	異常でないこと
臭気	－	異常なし	異常でないこと
色度	度	1　未満	5度以下
濁度	度	0.5　未満	2度以下
		以下余白	

判　定	上記検査項目については、水道法水質基準に**適合**します

検査方法	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号
備　考	・検査結果中「未満」の表示は定量限界未満を示す ・基準値は「水質基準に関する省令」（平成15年5月厚生労働省令第101号） ・試料受付が引取、持込及び郵送の場合、採取に係る事項その他は依頼者の申し出により記入しました

植林木パルプ／白色度95%
当社発行の報告書には全て「日分」の刻印（穴）があります